

果樹振興対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、果樹振興対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、豊かな食生活、健康の維持増進を図るうえで欠くことのできない果樹の重要性に鑑み、本市における果樹の生産において一層の支援をすることにより、果樹生産者の意欲向上を図り、もって果樹生産の総合的な振興に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。ただし、同表第1欄第1項及び第2項の事業のうち、鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱（平成26年4月21日施行）に基づく補助金の交付を受けるもの及び同表第1欄第2項の事業のうち、鳥取市鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金交付要綱（平成26年4月21日施行）に基づく補助金の交付を受けるものは対象外とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の区分に応じ、別表第3欄に掲げる経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費ごとに別表第4欄に定めるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の3割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第13条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類等を整備しなければならない。

2 前項の書類は、別表第1欄第5項に掲げる事業にあっては、規則第17条の規定にかかわらず、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設の処分制限期間まで保管しなければならないものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業		2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率等	備考
事業名	事業内容				
1 魅力ある梨づくり事業	日本梨の苗木を購入し、5アール以上梨の新植又は改植を行う事業	鳥取いなば農業協同組合又は生産組織、認定農業者若しくは果樹の担い手	苗代、農薬代、土壌改良剤、抜根整地に係る費用等補助対象事業の実施に要する経費	補助対象経費又は新植若しくは改植1アール当たり10,000円で算定した額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額以内	1 「生産組織」とは、農業者2戸以上を構成員とする団体とし、代表者の定めがあり、組織、運営について規約の定めがあるものとする。 2 「果樹の担い手」とは、鳥取市果樹振興計画（平成23年3月策定）に定める担い手とする。
2 次世代につなげる果樹産地拡大事業	柿、桃、ぶどう、びわ、栗の苗木を購入し、5アール以上新植又は改植により、産地化を推進する事業		苗代、農薬代、土壌改良剤、抜根整地に係る費用等補助対象事業の実施に要する経費	補助対象経費又は新植若しくは改植1アール当たり10,000円で算定した額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額以内	
3 品質向上支援事業	果樹の品質を向上させるために資材を購入し、実施する事業であって、品質向上効果が見込まれると市長が認めるもの		補助対象事業の実施に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	
4 果樹産地競争力強化事業	鳥取市の基幹的農産物であるの梨・柿等のブランド向上及び産地強化に取り組む事業であって、令和元年度に行われるもの。	鳥取いなば農業協同組合	選果作業の効率化に係る機器の導入及び果実選果場の改修・整備に要する経費	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	

別記様式(第7条、第10条関係)

年度果樹振興対策事業計画及び収支予算(事業実績及び収支決算)書

第1 事業の目的

第2 事業の内容

事業実施主体名	
---------	--

1 魅力ある梨づくり事業

事業種別	施工場所	受益面積	対象品種別 受益面積	事業費	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日	摘要
例 新植		a	例 ゴールド二十世紀 20a 豊水 30a	円			
計							

注) 事業種別は新植、改植の別を必ず記入すること。

2 次世代につなげる果樹産地拡大事業

作物名	施工場所	受益面積	対象品種別 受益面積	事業費	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日	摘要
例 桃		a	例 勘助白桃 20a	円			
計							

3 品質向上支援事業

作物名	施工場所	受益面積	資材名	事業費	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日	摘要
例 西条柿		a	例 反射材 枚	円			
計							

注) 品質向上効果の内容は、別紙で詳細を添付すること。

4 果樹産地競争力強化事業

事業の内容	施工場所	受益面積	受益 農家数	事業費	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日	摘要
		a		円			事業計画を添付すること
計							

第3 事業費の配分及び負担区分

事業種目	事業費	補助対象経費	負担区分	
			市補助金	事業主体
1 魅力ある梨づくり事業	円	円	円	円
2 次世代につなげる果樹産地 拡大事業				
3 品質向上支援事業				
4 果樹産地競争力強化事業				
合 計				

第4 収支予算(又は決算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
事業主体					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 魅力ある梨づくり事業					
2 次世代につなげる果 樹産地拡大事業					
3 品質向上支援事業					
4 果樹産地競争力強化 事業					
合 計					